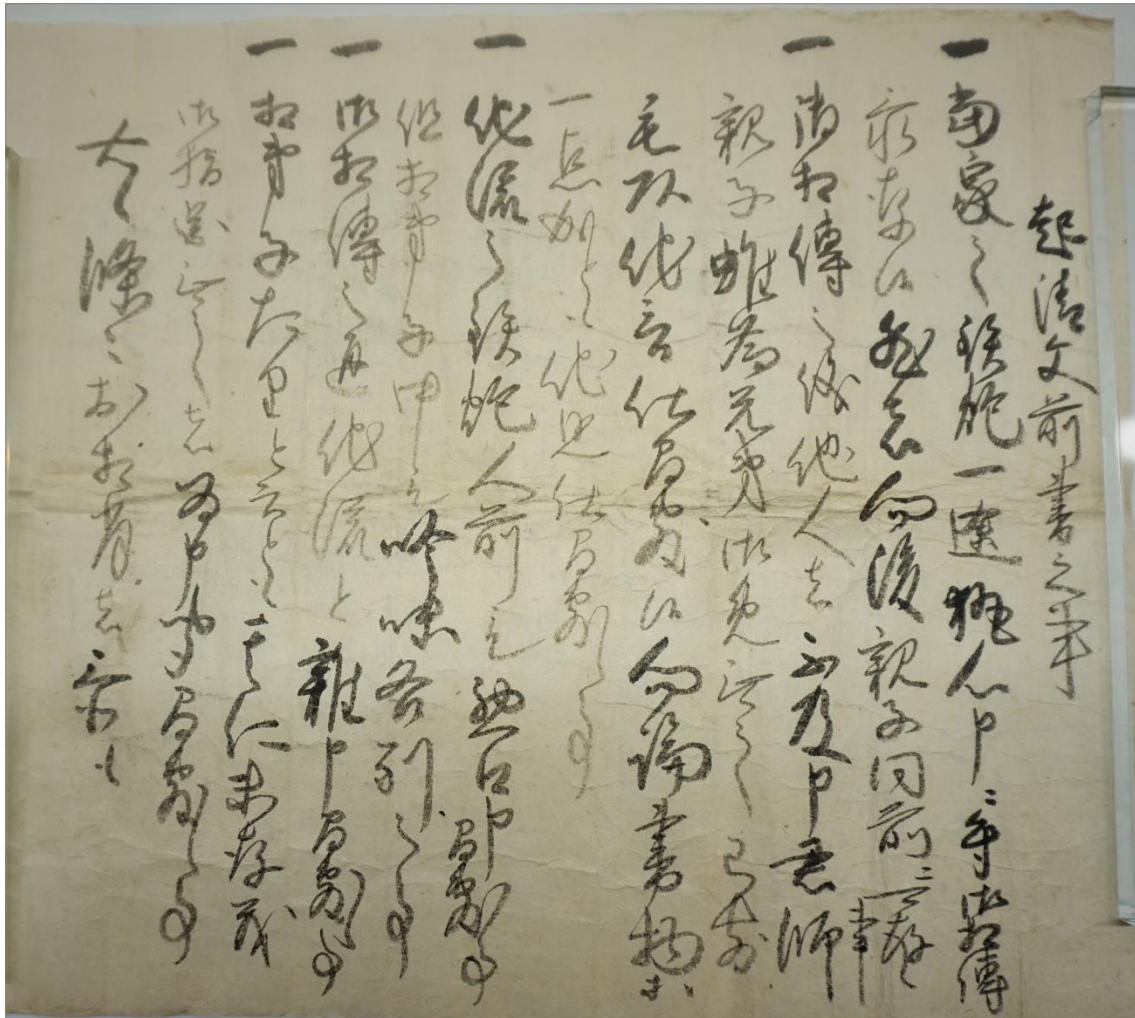


## おもシロ！城郭つうしん 第5回

### 村瀬家文書その3 <砲術伝授の誓い>

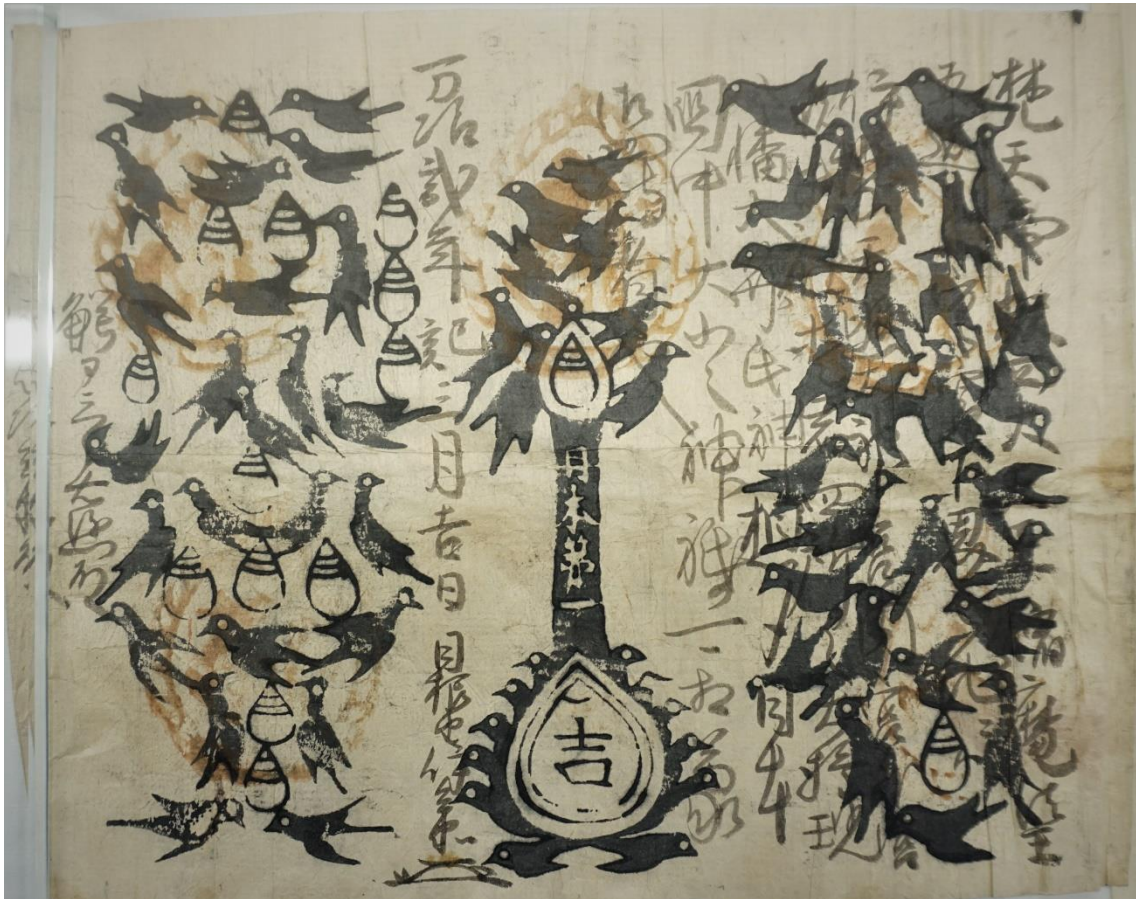
第5回は、「村瀬家文書」の中から「起請文前書之事」を紹介したいと思います。前回、前々回と村瀬家に関係する人物に稲富流の砲術が伝授されていたことを取りあげました。今回はその秘伝を授かるときに、師匠に対し誓いの手紙を差し出したことについてお話したいと思います。



これを「起請文前書」といいます。この場合は砲術（稲富流）の秘伝を伝授してくれた師匠に約束する内容を箇条書きしています。内容は以下のようなものです。

- 一 砲術の秘伝を相伝していただいたことに感謝し、今後は師匠と親子同然の関係になります。
- 一 相伝された内容はたとえ親子兄弟といっても教えることはなく、書物も絶対に見せません。
- 一 ほかの流派の人間にはなにも秘密は言いません。
- 一 相伝の通り、ほかの流派の影響は受けません。
- 一 たとえ自分の弟子でもお指図が無い限り相伝はおこないません。

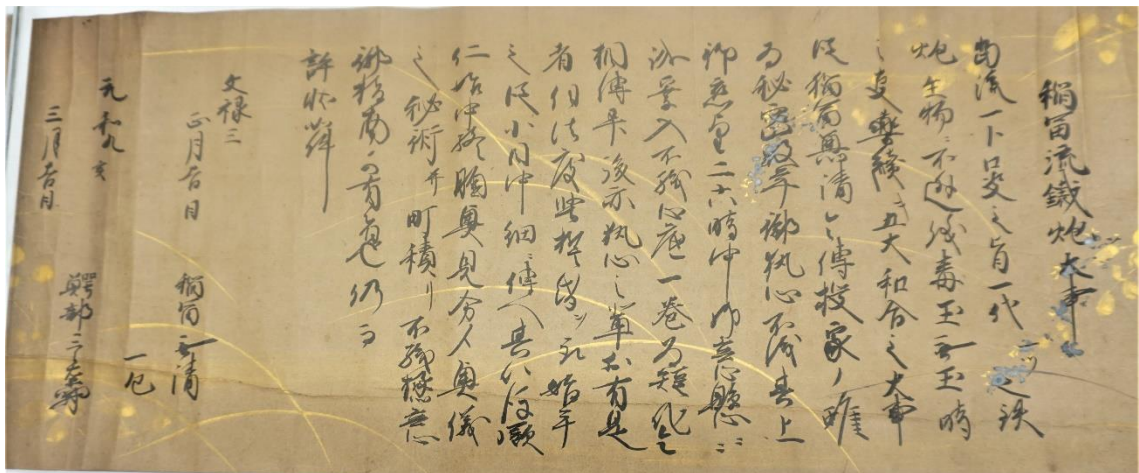
以上が誓い（約束）の内容です。約束は決してやぶってはいけません。現代でもゆびきりをして約束を守ることを誓います。もしその約束をやぶったら「針千本のます」と言いますが、この起請文（約束の誓い）にも、もしやぶったらどうなるかについて書かれています。これを「罰文」といいます。以下に罰文の部分をのせます。



罰文が特別な紙に書かれています。この神を「熊野牛王符」といいます。これは和歌山の熊野の三つの神社（熊野三社）で配られる特殊なお札です。カラスが何羽も刷り込まれているのが特徴ですが、この牛王符は熊野三社のうちの、熊野那智大社のものです。昔は起請文の罰文を書くのに、このような牛王符が使われました。

カラスと重なって読めない部分もありますが、「梵天」「帝釈」「四大天王」「閻魔大王」「五道冥官」「天明」「天神」「四所大権現」「八万大菩薩」「氏神」といった神様や仏様の名が書かれていて、最後に「日本国中大小の神祇（神様）の罰を受けるものである」と書かれています。「起請文前書」の最後には「もし約束をやぶったら」と書かれ、この「起請文罰文」がつけられているのです。この約束が出されたのは万治2年（1659）で、差出人は日根野伊兵衛という人です。この人が砲術を伝授され、起請文を書きました。あて先は鰐部三郎兵衛と鰐部与治兵衛で、この人たちが日根野伊兵衛に伝授を行った師匠になります。

鱧部という人物は稲富流砲術を稲富無清から伝えられた人物と考えられ、下の文書に登場します。



これは「<sup>いなとみりゅうてっぽうだいじ</sup>稲富流鉄砲大事」という文書で、「砲術をころごす人には遠慮なく伝授していく」という内容がみられます。この文書に署名した人は二人いて、一人が「<sup>いなとみむせいいちかね</sup>稲富無清一包」で文禄三年（1594）と書かれています。もう一人が「<sup>わにべさぶろうなもんじょう</sup>鱧部三郎右衛門尉」で元和九年（1623）とあります。

金の模様が施された高級な紙に書かれていて、稲富流の大切な文書であったことがわかります。二人の時代には30年の開きがありますが、鱧部はこれより前に稲富流を伝授されていて、鱧部によってそれが引き継がれていったものと考えられます。

先の起請文の宛名である鱧部三郎右衛門は同じ人物と思われ、与治兵衛はその跡継ぎと考えられそうです。稲富流砲術が鱧部三郎右衛門から日根野伊兵衛に伝授され、日根野は伝授されて守らなければならないことを起請文として差し出し、かたい約束をしているのです。罰文はまさに、ゆびきりの「針千本を飲ます」の部分にあたります。このようにして秘伝は受けつがれていったのです。

起請文は鎌倉時代のころから書かれるようになり、NHKの大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の中でも起請文を書いて、それを燃やして灰にして杯の水と一緒に飲むという儀式をしています。戦国時代にも武田信玄の家臣として絶対に裏切らないと約束した起請文が現在でも残っています。古くからの伝統として約束のために起請文は書かれてきました。

やはり約束したことは守らなければいけませんね。